

関西電力がこの秋をめぐに「再稼働」をめざしていた高浜の原発にストツプがかかった。(びっくりである)

福井地方裁判所に傑物の裁判長がいて原発運転を差し止める「仮処分」を出してしまっ

た。「原発を動かすな」という通常の本裁判(正式裁判)手続は、ごたぶんにもれず最高裁まで何年間というべらぼうな時間がかかる。

そこで(正式裁判の結果を待たないで)「仮の裁判」をやつてもらい、正式裁判の最終結果が最高裁判所出される前に、とりあえず今、勝訴と同様の状態を認めてもらいたいというものである。

正式裁判が終わるま

で原発をとめるということを持つていたので、それまでに「住民にとりかえしのつかない損害が生じてしま

う」とか、「危険が差し迫っている」という要件が必要である。

原発の再稼働をとめてしまふというようないだいそれだ仮処分(仮の裁判)はおいそれと認められるものではない。(政府や各地の電力会社がびっくりこくのは当然である)

安倍総理が(うそか本当かはわからないが)「原発の新規制基準は世界で最も厳しい安全基準」と言えば、最高裁判所は憲法九条の自衛隊解釈と同様、政府の方針に追隨する。(最高裁長官は内閣総理大臣が

決めるから当然である)

各地の裁判所は最高裁の意向、行政側の判断にさからうような判決はまず出さない。

憲法のたてまえでは「裁判官は法律と良心のみに従つて判決を出

弁護士日記

原発ストツプ

傑物裁判長がいたもんだ

美和 勇夫

し、いかなるものにも束縛されない」ことになつてゐるが、裁判官とて人の子、最高裁判所が時の政府に従えば地方裁判所の裁判官がそれに右へならうのが世の常である。

◇ ◇

良心」から判決を出すというところでもなく、ライと思われる裁判官が福井にもいたのである。しかしその後の九州電力、鹿児島川内原発に対し「再稼働差し止め」を求めた鹿児島地

裁の仮処分は、「原子力規制委員会の新基準に適合している」として、あっさり却下された。

世の中の保守的な(我が身大事の)大方の裁判官にとつては常識的な裁判であろう。

福井の裁判長はこの判決を出したあと名古屋の家庭裁判所にまわされた。

◇ ◇

「きみのすばらしい能力をこれからは地方裁判所ではなく高等裁判所で生かしてくれ」ではなく、

「きみには原子力発電の是非のような大きな問題判断は無理だから、家庭裁判所で離婚とか相続、少年事件でもやりなさい」ということである。

◇ ◇

福井裁判長いわく、参考までに先代多治見支部長、先々代支部長は名古屋高裁に転任されています。

「人が放射能の恐怖なおだやかに生存できるといふ権利と、電気代が高い、低いの問題を並べて論ずるべきではない」

「豊かな国土とそこに国民が平穩に生活できるということが、国の富というものであ

る」

私がいつも言うように裁判官しだいで判決はどのようにも書ける。

しかしこの論理は、原発大好きな安倍総理や高裁・最高裁には通じないであろう。

尚、私が国家賠償裁判で訴えている多治見の裁判長は名古屋地方裁判所民事第七部八係に転勤されました。